

■都市計画区域マスタープラン

都市計画区域における一体的な都市としての将来像と、その実現に向けた大きな道筋を明確にすることで、都市計画の基本的な方向を示すもの
都市計画法上は「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」と言う

～定める内容～

- 都市計画の目標（目標年次、基本理念、市街地像）
- 区域区分〔線引き〕（方針、想定人口、市街地規模）
- 主要な都市計画の決定方針（土地利用・都市施設）



■徳島東部都市計画区域マスタープラン

人口減少の加速

高齢化の進行

中心市街地の
空洞化

➤ 「市街地における土地利用の方針」を充実

- 都市の中心部等へ、都市機能や居住機能の集約化・誘導
- 駅周辺などは、土地の高度利用を推進
- 道路などの都市基盤は、区域を絞って効率的な整備推進
- 未利用地や空き家を最大限活用

「コンパクトシティ」の形成

徳島東部都市計画区域マスタープラン

南海トラフの
地震発生への恐れ

中央構造線・活断層
地震発生への恐れ

深刻な浸水・
土砂災害の被害

➤ 「都市防災に関する方針」を充実

市街化区域

- ・津波災害を想定し、特定避難困難地域の解消を促進
- ・都市的土地利用の多い地域は、建物の耐浪化等により、都市機能を維持
- ・被災後の復興まちづくりを見据え、平時から事前準備等の実施

市街化調整区域

- ・災害が発生する恐れのある区域は、安全な地域への居住誘導や、新たな建物の立地制限等により市街化を抑制
- ・大規模既存集落では、避難施設の確保等により集落を維持
- ・特定活断層の直上における特定施設の新築等の回避や、安全な地域への移転に配慮

安全で安心して暮らせる都市づくり

■ 徳島東部都市計画区域マスタープランの改正推移

H16. 5策定 H12年法改正により策定の義務づけ

H16. 12変更 線引きの見直しに伴う変更

H17. 9変更 市街地開発事業に関する方針の変更

H24. 5変更 定期見直し
都市計画基礎調査の結果等を踏まえた変更

H25～26 都市計画基礎調査・分析調査の実施
H27～28 関係機関との協議

H29 変更 定期見直し
都市計画基礎調査の結果等を踏まえた変更